

長与町農業委員会会議録

令和5年4月25日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

個人情報に関する部分については、内容を○又は（）に置き換えております。

長与町農業委員会

令和5年4月農業委員会総会

1. 日時 令和5年4月25日（火） 9時30分から10時30分
2. 場所 長与町役場4階会議室
3. 農業委員会委員 出席委員（12名）
会長 1番 水谷 勉
委員 2番 渡邊 章三 3番 原田 成信 4番 崎山 光子
5番 永田 好紀 6番 岡崎 道子 7番 原口 司
8番 山本 忠典 9番 益富 雅彦 10番 柳原 厚志
11番 山口 多美子 12番 原田 正利
4. 農地利用最適化推進委員 出席委員（7名）
1番 永富 義徳 2番 尾崎 明光 3番 田中 光夫
4番 山口 健士 5番 増田 博光 6番 坂口 勝利
7番 坂本 謙二
6. 農地利用最適化推進委員 欠席委員（1名）
8番 坂本 秀哉
7. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名 2番 渡邊 章三 3番 原田 成信
第2 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第3 第2号議案 農用地利用集積計画について
第4 第3号議案 「令和5年度農地等利用最適化施策の推進に関する意見書」について
第5 第1号報告 農地転用専決処分報告について
8. 農業委員会事務局職員
事務局長 山崎 昇
農政農地係長 森 雅之
農政農地係主事 竹中 敦月

事務局

皆さんこんにちは。総会の開催に先立ち、報告いたします。

長与町農業委員会総会規則第6条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。本日は、委員12人全員の出席をいただいており、過半数に達しておりますので、総会が成立することを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員は8人中7人の出席でございます。本日の欠席者は、坂本秀哉推進委員の1人です。それでは、ここからの議事等の進行を、水谷会長お願ひいたします。

会長

それでは、令和5年4月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第1の農業委員会総会規則第18条の規定によりまして、議事録署名委員を2人指名いたします。2番 渡邊 章三 委員、3番 原田 成信 委員を指名いたします。

日程第2 本日は、

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請が1件

第2号議案 農用地利用集積計画が2件

第3号議案 「令和5年度農地等利用最適化施策の推進に関する意見書」について
が出されております。

報告事項は農地転用専決処分の報告が3件です。

それでは、日程第2 提出された議案の審議に入ります。第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。第1号議案の1ページをお開きください。資料につきましてはNo.1をご準備ください。

使用借人が新規就農者であるため参考として就農計画書を添付しております。

整理番号 3

申請地 長与町岡郷（地番）地目 畑 面積 5,163m²です。

農地区分は、農用地区域内となっています。

申請者は、

使用貸人が、長与町岡郷（地番）（氏名）

使用借人が、長与町嬉里郷（地番）（氏名）

申請目的は、10年間の使用貸借権の設定です。

備考欄に記載のとおり、使用借人が新規に就農するにあたって、親戚である使用貸人の土地を借り受けて耕作を行うものです。作物はみかんを予定しております。

使用借人の耕作地は、今回新規のため0m² 労働力は1人です。

都市計画区域外となります。

土地の所在を説明します。図面の左側に公園がございます。公園の東側に位置した、赤色で表示してある場所が申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、3・4ペー

ジでご確認いただければと思います。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、農業委員さんから説明をお願いします。

11番 山口 多美子 委員

11番 4月17日午前10時頃より、水谷会長、山崎局長、森係長、竹中さん、坂本秀哉推進委員、(借入)さんと私で現地確認をしました。現地は、(貸人)さんの親戚の(氏名)さんが耕作をされていましたが、今回、(借入)さんが新規就農をされて、(氏名)さんもお手伝いをされて耕作されると、(貸人)さんからお聞きしています。若い人が新規就農されて、とてもうれしく思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

10番 柳原 厚志 委員

10番 それでは私のほうから、質問をしたいと思います。今年度4月からですね、新しい農地法が施行されて自己所有の農地が無くても農業者になれるということで、長与で初めてその件が出てきました。(借入)さんは若いんですけど、農業研修は資料を見ると4か月ぐらいされているんですね。それで、その前は農業以外の仕事をされてたのか。それから1人で就農されるということになりますけど、奥さんとか子供さんはいらっしゃるのかどうかですね。それと、もう一つ設備投資については、〇〇円と大きな投資をされるわけですが、借入金と自己資金ですかね、これによって、最初の就農を行うということになっていますけど、このみかんの面積も、あまりを大きくないし、他に野菜を作りながら農業を拡大して、最初〇〇円を目指に行うようにされていますけど、なかなか厳しい取組だと思うんですけど、先ほど言った家族がいらっしゃるのかそういった面をお聞きしたいと思います。以上、よろしくお願ひします。

事務局 はい、お答えします。まず結婚はされております。3条の規定にかかるのかということですけども、面積的に今回5,000m²ありますので特に今までの規定と何ら変わりなく、農業はできるものと思っております。確かに金額的に大きく書かれておるんですけども、みかんでこれだけの収支というのはなかなか難しいかと思っております。今回本人から聞いているものでは、水耕栽培を最終的にやっていきたいと。その関係上、初期投資が大きくなっているということで、聞いております。水耕栽培の件については、私たちも長与町でやってるところを聞いたことがありませんので、今後私たちも勉強していかないといけないところ

ではあるかと思うんですけども、今回の申請については、みかんの農業ということでの許可で問題はないかと思っております。以上です。

1番 私も少し情報を本人から聞きましたけども、以前は、不動産業をやっていたという話です。新規就農で非常にこの大型の計画を提示をされてますけども、これが、具体的かどうかという問題はまた別としてですね、意欲が非常にあるんだなという感じはしております。それからここでは露地野菜というふうにしてますから、水耕栽培というと施設野菜になりますよね、こちら辺がどうなのかなという部分は、ちょっと心配をしております。ただ、本人と直接、現地であったところでは意欲あるなというふうな考え方を持っておりました。ただバックに不動産とかそういうことをやってるということであれば、そういうことも少しありなのかなというふうに私自身は感じておりますので、一応、就農計画はこの計画という形で、手始めにまずみかんから始めると。みかんは、そのまま放っておくともう耕作放棄地になるということで、縁戚関係の甥に、この面積を無償ですね、作ってもらうという形のもので、今回は計画が上がります。他にありましたらどうぞ。

10番 さっき質問した家族がいらっしゃるのか、1人ではちょっと規模を拡大した場合は、こういう〇〇円という金額を1人で行うということが、非常に大変だと思うんですけど、ご家族がいらっしゃって奥さんがどこか働きに行ってらっしゃるのかどうか、そのところを分かっている範囲でよろしくお願ひします。

1番 この人は（施設名）というところで勉強していきますよね。だから、これでいくと、認定農業者の金額を打ち出してますね、意欲を。それともう一つは、水耕栽培とかそういうことをしますから、農業法人を立ち上げるのかどうかこちらまだ、よく分かりませんけども、多分これだけの計画であれば、農業法人とかいろんな人手を入れなければですね、家族経営では出来ないんじゃないかなという感じはしておりますけど、そこはまだ緻密には聞いておりません。ただ、水耕栽培をやりたいという希望だけ聞いておりまして、あと家族の構成がどうで、当然、家族を支えなければいけないという部分がありますから、それと就農がどうなのかという部分がありますから、この不動産をやってるということであれば、不動産をやってきた蓄えがあるのかなという考え方でないと、この計画は成立しないのかなというふうに思います。もし必要であれば後でまた聞き取りをしておきたいと思います。

11番 私もよくは分からんんですけど、塗装業をされているという話を私は聞いてました。それと、一つお聞きしたいんですけど、今資料を見て、土地の取得で、別紙記載土地を売買にて取得予定って書いてあるんですけど、これはどこのことなんでしょうか。

- 1番 ここはまだ聞き取りをしてないみたいですね。今のところは、全く借地だけでのスタートという形になってますけども、こちら辺は少しどうなのかなあというのがですね。まだスタートしないのに農地取得からすぐに入るのかなあという感じは個人的にしますけども、ここちょっと聞き取りをしなきゃいけないと思います。
- 11番 農地を買う、取得するというのは、農業者でなければ、農地は買えないんですか。一般の人は農地というのは、手を出せないんでしょうか。
- 1番 新規就農の場合は、この計画があつて、それでいけばいいわけで、今回も農地ゼロで農業者という形のスタートが出来ますから、農業者が、3条で購入するということはできるわけですね。だから、誰でもできるという一つの事例ですね。今まで既存の農地が3反以上なければ、購入出来ませんよという形でしたけど、借りても、農地ゼロでも、農業者と認定されての農業者であれば、3条で売買ができるという考え方と私は思っております。
- 議長 ほかにご意見・質問はありませんか。
- 8番 山本 忠典 委員
- 8番 就農計画で、一応野菜をされるということになっているんですけど、今のところ農地の購入や借り入れの予定の話は、どこかあっているのかなと思いまして、よかつたらお願ひします。
- 事務局 今のところは、この計画にある野菜関係では、まだ話が来ておりませんので、ここについて多分土地を購入されたりとかいう計画を自分なりにお持ちであるのかもしれないんですけども、この件に関してまだ情報は入ってきておりません。以上です。
- 1番 この就農計画が少し大きくて先のことなんですね。本当は段階的に区分けをしておかないといかんじやなかろうかなという感じがするんですね。取りあえずみかんを荒らさないように前作った人と一緒に作りますよと。縁戚関係で多分頼まれたと思うんですね。このみかん自体がウエイトが高いような感じはしませんでした。山口委員どうでしたかね。
- 11番 私この資料を見て、野菜をするというのを初めて見たので、1人でこんなに出来るのって思ったんですよ。みかんの畑だけなら、あそこだけを1人でするなら、出来るとは思います。

でも野菜まで書いてあるので、「えっ」とは思いました。正直なところ。

事務局

一応、聞いた話なんですが、1人ではまず無理だと、人を雇ってやっていきたいというのは、考えの中で自分で持ってるみたいでした。その話も、障害者の方を雇つたりとか、そういうふうな、考えも一部持ってるということでは聞いております。ただ、今、漠然とした計画の中でのお話なので、今後、野菜づくりについては、計画が定まった中で私たちにも来ると思っております。新しい土地を購入される際は、多分そういうところから入っていくものと思っております。

1番

今回はですね、このみかん畠だけをフォーカスして考えていただきたい、ちょっと先が大きくてですね。今回は、みかん畠を借りるということで、それをちゃんと運営できるかというところを見ていただければなというふうに思います。

議長

ほかにご意見・質問はありませんか。

2番 渡邊 章三 委員

2番

これは兼業でされるのか、それとも専業でされるのか。それが1点と、ここに書いてある別紙記載の土地、まだ不明なのかなと思いますけどちょっとそこら辺を、2点お願いします。

事務局

まず別紙記載の土地は、現在のところ不明です。現在、不動産業をやられておりませんので、兼業のほうでされるんじゃないかと考えているんですが、ゆくゆくは農業経営者という考えを持ってるんじゃないかなと思っております。ですので、実際に専業ではなく兼業で行かれんじゃないかと思います。以上です。

議長

ほかにご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認 議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数を超えており、許可することに決定いたします。

続いて、第2号議案「農用地利用集積計画について」を審議いたします。事務局から1件目の説明をお願いします。

事務局

それでは第2号議案 農用地利用集積計画について、説明いたします。第2号議案をご準備ください。1ページから2ページの議案提出・規定・集計表等については、説明を省略させていただきます。3ページをお開きください。

1件目です。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

長与町岡郷（地番）（氏名）

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

長与町岡郷（地番）（氏名）

利用権を設定する土地は、

所在 岡郷（地番） 地目 畑 面積 729m²です。

利用権の種類は 使用貸借で、具体的な作物名はみかんです。

期間は、令和5年5月1日から令和15年3月31日までの9年11ヶ月間です。

3月総会時にも（借入）さんと（貸入）さんの間で貸し借りをされており、今回は前回の終期と合わせた新規の契約です。

土地の所在を説明します。図面左下にあります（施設名）の東側に位置した、赤で表示してある場所が申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、農業委員さんから説明をお願いします。

11番 山口 多美子 委員

11番

4月17日午前10時30分頃より、水谷会長、山崎局長、森係長、竹中さん、坂本推進員と私で現地確認をしました。現地はきちんと手入れをされていて、何も問題ないと思います。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認 議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数を超えておりますので、許可することに決定いたします。

続いて、事務局から2件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、2件目です。次ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

長与町斎藤郷（地番）（法人名） 理事長（氏名）

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

長与町斎藤郷（地番）（氏名）

利用権を設定する土地は、

所在 斎藤郷（地番） 地目 畑 面積 1, 562 m² 以下2筆です。

2筆合計 2, 486 m²です。

利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は野菜です。

期間は、令和5年5月1日から令和10年4月30日までの5年間です。

今回、新規の契約となります。

年間の借賃は、2筆合計○○円です。

なお、10aあたりの単価は○○円となります。

土地の所在を説明します。斎藤郷にあります（施設名）の西側に位置しております赤色で表示してある場所が、申請地です。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

坂本 謙二 推進委員

推進委員
7番

はい、4月の17日、月曜日ですね、9時半から水谷会長、山崎局長、森係長、竹中さんと渡部委員、それと私、計6名で現地の確認を行いました。この土地は、前回（貸人）さんが、園内の進入路の整備と、水田だったために水はけの工事の整備をしたところでございます。今回はその後の（法人名）ですかね、その方がこの土地を借用するということで、既にじやがいもとかが開始が5月からになってるんですけど、実際はもう、作物は3月から作り始めて、もう今、かなり芽が出て大きくなっている状態です。ここはですね、ちょうど（地区名）のいちばん真ん中付近なので、今まで荒れてた土地がきれいになってですね、非常に良かったと思っております。特に問題はないと思います。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。

2番 渡邊 章三 委員

2番

はい。今、坂本推進委員が話されたとおりでございます。ただですね、私もここはちょっと気にしてたんですね。というのは、4、5年前まで水田をある方が作っていたんですが、泓田ですね。もう高齢でしきれないということでやめて、そのままの状態で来ておりました。私もちょっと気づいたのは、ユンボが田の中に入っていたので聞いたら、（法人名）が、ここを借りて畑にして作りたいという申入れがあったということで、（貸人）さんからちょっと話を聞きまして、その後ですね、1週間ばかりして本人の家に訪ねて行きまして、どうなってるんですかって聞いたら、（法人名）が借りるようになっていると。ただ問題は、進入道路がないもんですから、その申請地の（地番）のところに取付け道路を付けられたと。（法人名）は、結局ユンボを3台ぐらい持ってきて、溝除けをしたんですけども、やっぱり1台が深みにはまって動けない状態になったとか、聞きましたけども、その後は、溝に全部砂利を敷いて、排水ができるように蛇腹管を敷いてですね、今はいいと思います。ただ、梅雨時期はどうなのかなあ、水が多いかなっていう気がしますけど、あれだけ深く排水をすればいいんじゃないかなと思います。今話したように、じやがいもがもう40cmぐらいは出てます。そういうことで、荒廃農地がきれいになって、今後いいのかなと。あそこが、野菜づくりの見本になればいいなというふうには思っております。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

10番 柳原 厚志 委員

10番

私のほうから質問をしたいと思います。この件については水稻から野菜を作る畑にするわけなんんですけど、盛土というか、土を入れる工事はされるんですか。

2番 はい。土は全然入れません。排水のためにですね、園の中に4本ほどユンボで溝を、多分50cmから60cm掘りまして、その下に砂利を敷いて、蛇腹管を配置をするということで、盛土はありません。

1番 今言われたように、50cmの中に全部碎石を入れてしまっています。同じ面のレベルのところまで入れてます。それと、縦に蛇腹管を入れてます。それでも最終的にはやっぱり砂利排水かなど。泓田で50cm水位が下がれば、多分、上の表土は固まるだろうということで、実際行ったら、かなり固まつました。ただちょっと溝のほうはまだ少し緩かったんですね、そこがどうなのかなというのがありますけども、だから切り盛りなしの畠地改良にちょっとなるんですけども、そういうことで、現地はやってるということです。

10番 盛土せずに農地改良だけで畠にしてじやがいもとか作るっていうことですけど、渡邊委員の話では、非常に泓田で作りにくいところと聞いておりますけど、果たしてそれで野菜を作れるのかどうかですよね。なかなか泓田というと土が柔らかくて、野菜には不向きなところなんですけど、これから（法人名）のほうで頑張ってやっていただければと思います。以上です。

1番 水田の板がありますよね。そこを壊しますので、水位が50cm下がってますので、上の30cmぐらいは完全に乾燥した状態ができるのかなと。それで出来なければ多分客土しなければなというところでしょうけども、今のところは、下のほうが出来ますから、下のほうから順に作っていくんじゃないかなと。ただ今言うように、梅雨時期になると真ん中のこの水田の横を側溝が流れてますが、オーバーフローすると、例えば100ミリ降るとかすると、どうなのかなというのをちょっと心配しておりますけど、今の時点では少しづつできるのかなと。もし何かあれば多分、盛土とか、畠地改良の届けが当然出てくるんだろうと思いますので、そのときに、また審議をいただければと思います。

議長 ほかにご意見・質問はありませんか。

4番 崎山 光子 委員

4番 関連ですけども、（法人名）の方が農業を手がけられて多分2、3年になられると思います。軌道に乗られて直売所にも、たくさんあるときには出されているんですが、そのやり方がすごくいいなと思うのは、同じじやがいもでも品種をきちんと書いて、料理の仕方まで、紙に

貼って売られる。だからお客様は好んでそれを買われている状態です。やっぱりそこまでされている（法人名）は、すごいなと思って見てます。でもやっぱりものを並べていらっしゃる方は、もっと販路が欲しいし、たくさんできるので、そこら辺が悩みの種ですって言われてました。今、先ほどもじやがいもはたくさん出来るということでしたが、この出来る時期はみんな一緒なんですね。販路の今後の拡大の問題と、それから駐車場。たくさんの方が関わられるので、その作業を行ったときに車をなかなか停めるのが難しいというのはその会員さんの中から聞いております。先ほど言わされましたようにすぐ駐車場にしたとかそういうこともあると思いますけど、出来る限りの応援をしてあげたほうが、長与の農業は発展するなど、この（法人名）の60歳を過ぎた方の力がすごいなど、私はそういうふうに応援しております。以上です。

1番

新たな受け手としてですね、（法人名）がどの程度まで拡大できるかというところは、我々も期待をしていきたいと思いますので、今そういうことでの、いろんな便宜じゃないですかども、配慮をいろいろ皆さんしていただければいいのかなあと。今（地区名）とここの2か所、特に広い面積されてますので、まだ（地区名）にも広いところがありますから、はい、手を伸ばし切れば伸ばしてもらいたいというふうに思いはしておりますけど、

議長

ほかにご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認 議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数を超えてますので、許可することに決定いたします。

続いて、第3号議案「令和5年度農地等利用最適化施策の推進に関する意見書」について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、第3号議案「令和5年度農地等利用最適化施策の推進に関する意見書」について説明します。第3号議案の1ページをお開きください。

これは、2月から皆さんにご意見をいただきながら作成を進めてきた意見書でございます。農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により、農業委員会として町へ提出をするものです。

構成としましては、

- 1、農振農用地の見直しについて
- 2、担い手への農地の利用集積・集約化について
- 3、遊休農地の発生防止・解消について
- 4、生産基盤の拡充について
- 5、町の単独補助事業について

など、5項目に分け、農地利用の最適化の推進に資するよう意見等を取りまとめております。

内容については、3月総会後の意見等も含め最終調整を事務局で行い作成いたしました。ご承認よろしくお願ひいたします。

議長

ただ今、事務局から説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

4番 崎山 光子 委員

4番

最後の3ページのNo.5ですね。これはもうぜひ強く訴えていただきたいと思います。やっぱり本当に経営が圧迫されて、廃業に追いやられている方も少なくありません。相談もありますけど、何とお答えしていいか私も、力不足で今悩んでおります。ぜひ、公的補助に関するこの5番の件をよろしくお願ひいたします。以上です。

議長

ほかにご意見・質問はありませんか。

5番 永田 好紀 委員

5番

今崎山さんが言われた、この5番に関しても、土地をこなせばですね、おのずと道路も欲しいし、水が増えます。それで、溝の改修とか修理あたりにも、いくらか補助が出るようにしていただければですね、助かるんじゃないかなあと思っております。

1番

基盤整備等に関しての雨水排水は確かに問題になるんですね。そこで、いつも現地を確認

するときは、雨水排水をですね。我々も立会いで申入れをしてるんですけども、特に今、別に側溝をというのはなかなか難しいどこがあって、農道兼雨水排水をほとんど皆さん使ってますけど、ただその流末をどうするかということを指摘が行かなきやいけない。それと、もう一つは青溝になればですね、また所管が違いますので、そういう要望も含めてですね、話をちょっととしてみたいと思います。農業の補助については、側溝についての補助は、今のところないんですけども、それも検討するように、申出をしてみたいと思います。

議長

ほかにご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

お諮りします。「令和5年度農地等利用最適化施策の推進に関する意見書」について、提案とおりの内容で町へ提出することにご異議ありませんか。

【異議なし】

異議なしと認めます。「令和5年度農地等利用最適化施策の推進に関する意見書」については、提案通りの内容で町へ提出することとします。

なお、意見書の提出は、本日午前11時半に、町長へ直接渡すよう予定しておりますので、申し添えます。

これからは、報告事項に移ります。農地転用専決処分の報告について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、報告いたします。

まず、令和5年4月総括表については、説明を省略いたしますので、後ほどご確認ください。

それでは、農地転用専決処分の報告です。

3件すべて農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出です。

高田南土地区画整理事業の住宅用地としての転用届となっておりますので、まとめて報告いたします。

報告事項の1ページをお開きください。

資料につきましてはNo.2をご準備ください。

1枚目に高田南土地区画整理事業の街区案内図、2枚目（以降）に仮換地先の現況写真と仮換地指定図となっておりますのでご参照ください。

1件目 売買による所有権移転です。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、（氏名）長与町高田郷（地番）

譲渡人は、（会社名）大阪市（地番）

2. 土地の所在等

届出の筆は1筆で、登記地目は畑です。高田郷（地番） 面積577m²

高田南土地区画整理事業の街区としては、記載の通り、（街区番号） 面積203m²

4. 申請日 令和5年3月16日

5. 専決処分の日 令和5年3月24日

続いて2件目です。次ページをご覧ください。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、（氏名）長与町高田郷（地番）

譲渡人は、（会社名）大阪市（地番）

2. 土地の所在等

届出の筆は1筆で、登記地目は畑です。高田郷（地番）、面積366m²

高田南土地区画整理事業の街区としては、記載の通り、（街区番号） 面積216m²

4. 申請日 令和5年3月23日

5. 専決処分の日 令和5年3月24日

続いて3件目です。次ページをご覧ください。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、（会社名）代表取締役（氏名）長崎市（地番）

譲渡人は、（氏名）長与町高田郷（地番）

2. 土地の所在等

届出の筆は2筆で、登記地目は田です。高田郷（地番） 面積371m²

高田南土地区画整理事業の街区としては、記載の通り、（街区番号） 面積177m²

高田郷（地番） 面積741m²

高田南土地区画整理事業の街区としては、記載の通り、（街区番号） 面積355m²

4. 申請日 令和5年3月28日

5. 専決処分の日 令和5年3月30日

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第8条の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和5年4月25日 長与町農業委員会 事務局長 山崎 昇

議長 ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【お尋ねなし】

以上で報告事項を終わります。次に行事報告を事務局お願いします。

【この後令和5年4月の行事報告が行われた】

5月の総会日程について、事務局からお願いします。

事務局 5月25日（木）13時00分からはいかがでしょうか。

【異議なし】

議長 以上を持ちまして、長与町農業委員会4月総会を閉会します。